

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>「持続可能な観光」が世界の潮流となる中、本県では、世界に選ばれる持続可能な観光地の証となる国際認証等の取得地域を5年連続で輩出するなど、地域の取組が進んでいる。</p> <p>本県の持続可能な観光の取組を更に進めるには、観光事業者における取組を促進する必要があるため、宿泊事業者のサステナブルな取組を促進するセミナーを開催するとともに、宿泊予約サイト等と連携し、サステナブルな旅をテーマとした特別宿泊プランの造成・OTAでの販売促進を行い、全県的なPRを行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>宿泊事業者に持続可能な観光を推進するための具体的な取組方法やメリットを実感していただく必要があるため、持続可能な観光に関する専門的知識やノウハウ、新たな仕組みを作り出す企画力とそれを効果的に実施する実行力が必要である。</p> <p>そのため、企画立案及び実施等の手法に関する具体的な提案に基づき、適格性を総合的に判断する必要がある。よって、単なる価格競争ではなく、これらの要件を満たす者に委託して実施することが効果的である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>企画提案書の公募（令和8年2月10日～3月5日）を行い、公募のあった1者を対象にプロポーザル評価会議を開催し、評価会議構成員による企画提案書の評価を行った。</p> <p>構成員3名による採点の結果、総評価点が基準点を満たし、かつ、その他に提案者がいなかったことから、楽天グループ株式会社を最優秀提案者に選定し、契約交渉の相手方として決定した。</p>